

## 明石市サニタリーボックス設置支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、男性が使用済みのおむつ、尿漏れパッド等を持ち歩くことなく廃棄できる場所を増やすことで、まちなかにおけるジェンダー平等を推進することを目的として、市内店舗等を有する事業者が当該市内店舗等における不特定多数の男性が利用可能なトイレにサニタリーボックスを設置しようとする場合において、当該サニタリーボックスを給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サニタリーボックス 使用済みのおむつ、尿漏れパッド等を廃棄するための容器であって、市が指定するものをいう。
- (2) 市内店舗等 市内にある物販店舗、飲食店、サービス店舗、複合商業施設、医療施設、社会福祉施設及び公共施設等をいい、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第155号）第2条に規定する風俗営業を行うものを除く。

### (対象者)

第3条 この要領による給付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、不特定多数の男性が利用可能なトイレ（以下「男性利用トイレ」という。）を設置している市内店舗等を有する事業者とする。

### (対象事業)

第4条 この要領による給付の対象となる事業は、市内店舗等を有する事業者が当該市内店舗等における男性利用トイレにサニタリーボックスを設置する事業とする。

### (事前相談)

第5条 対象者は、サニタリーボックスの給付を申請する前に、当該サニタリーボックスの設置方法、種類、個数等について、市長と相談するものとする。

- 2 市長は前項の相談を受けたときは、対象者に対し必要な助言をするものとする。

(給付の申請及び通知)

第6条 サニタリーボックスの給付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、サニタリーボックス給付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請内容を審査の上、給付の可否を決定し、サニタリーボックス給付決定書又はサニタリーボックス不給付決定書により、申請者に通知するものとする。

(サニタリーボックスの給付)

第7条 市長は、前条においてサニタリーボックスを給付する旨を決定した場合、当該申請者に対し、サニタリーボックスを給付するものとする。

(設置状況の確認)

第8条 前条の規定によりサニタリーボックスの給付を受けた申請者(以下「受給者」という。)は、給付後速やかに、給付を受けたサニタリーボックス(以下「給付サニタリーボックス」という。)の設置状況がわかる写真データの提供等により、市長に対し、設置状況の報告をしなければならない。

2 市長は、次条第1項に規定する保管期間においては、必要に応じて給付サニタリーボックスの設置状況を確認することができる。

(保管及び廃棄)

第9条 受給者は、サニタリーボックスの給付を受けた日から起算して3年を経過する日までの間(以下「保管期間」という。)、給付サニタリーボックスを対象事業に供さなければならない。

2 受給者は、保管期間に達する前に、破損、廃棄等により給付サニタリーボックスを対象事業に供することができなくなった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(給付決定の取消し)

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、サニタリーボックスの給付決定を受けたとき。

(2) サニタリーボックスの給付決定の内容又はこの要領若しくは関係法令に違反したとき。

(給付サニタリーボックスの返還)

第11条 市長は、前条の規定により給付決定を取り消した場合において、既にサニタリーボックスが給付されているときは、その取消しの日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。ただし、給付サニタリーボックスが既に使用され、又は破損している場合は、市長は、新品の同等品をもって返還させることができる。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。